

5 審査方法

(1) 書類審査

提出書類をもとにした書類審査を実施します。

書類審査の結果は、平成30年3月7日(水)17時までに電話または電子メールにてお知らせします。

書類審査を通過した団体はプレゼンテーション審査を行いますので必ず御出席ください。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査を通過した申請団体を対象に、プレゼンテーション審査を行います。

プレゼンテーション審査は平成30年3月16日(金)午後開催予定です。

*あらかじめ予定の確保をお願いします。

*プレゼンテーション審査に出席いただけない場合は、その時点で助成対象から外れます。

6 スケジュール

申請受付開始日 平成30年1月26日(金)
申請締切日(書類提出期限) 2月26日(月)正午 必着

申請締切当日は、申請に関わる相談等はお受けできません。受領のみとなります。

書類審査結果通知 3月7日(水)17時まで
プレゼンテーション審査日 3月16日(金)午後
助成決定・審査結果通知 3月末
助成事業実施期間開始日 4月1日(日)
助成金支払(助成決定額の半額) 6月～7月頃
平成29年度助成事業報告会 平成31年2月頃 ※改めて御連絡します。
助成事業実施期間最終日 3月31日(日)まで
完了届等受付最終日 4月10日(水)
助成金支払(精算後残額)最終 5月頃

7 申請先・問合せ先

〒612-0031
京都市伏見区深草池ノ内町13番地 京エコロジーセンター活動支援室内
京都市ごみ減量推進会議 事務局(担当:堀・藤田)
TEL 075-647-3444 FAX 075-641-2971
ホームページアドレス <http://kyoto-gomigen.jp/>
メールアドレス jyosei@kyoto-gomigen.jp

事前の個別相談について【要事前連絡】

助成金の申請に際して、事前の相談を御希望の方は事務局まで御連絡ください。担当者と日程調整をさせていただきます。1回 30～40分程度となります。

(突然お越しの場合は対応できかねますので、必ず事前の御連絡をお願いします。)

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

平成30年度 募集!

市民等からの提案による ごみ減量モデル事業助成

総額 300万円

応募締切 平成30年2月26日(月)正午

●対象事業

京都市内のごみの発生抑制や再使用、再利用につながる取組

(平成30年4月1日から平成31年3月31日に実施、完結するものを対象とします。)

●助成部門と主な対象団体

先進的モデル事業助成部門 【最大100万円】

【家庭ごみ減量モデル】

【地域活動モデル】

地域活動事業助成

【最大50万円】

企業*・組合

市民団体・NPO/NGO

地域の団体

注目

*企業の申請には、一定の条件があります。

上図の助成対象は、主な助成対象を示したものです。助成部門によって対象団体が異なります。詳しくは裏面を御覧ください。

●スケジュール

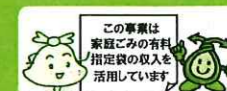
申請受付期間 平成30年1月26日(金)～2月26日(月)正午
プレゼンテーション審査開催日 平成30年3月16日(金)

詳細は、ウェブサイトに掲載しています。

<http://kyoto-gomigen.jp/works/171.html>

なお、この公募事業は、平成30年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものです。したがって、当会議の平成30年度通常総会における予算の成立が前提であり、今後、事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめ御了承ください。

京都市ごみ減量推進会議



1 助成目的

京都市内のごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）などのごみ減量につながる取組を活発にすることを目的として、市民生活に関わりが深く、事業効果が高い取組に対して助成を行います。

2 助成対象となる取組・事業

京都市内のごみの発生抑制や再使用、再利用につながる取組。
ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に実施、完結するもの。

※適正処理やリサイクルに関する活動は助成対象に含みますが、特にごみの発生抑制・再使用（2R）に特化した活動を重点的な助成対象とします。

※美化活動のみの取組など、上記に当てはまらないと判断される取組、事業は助成対象になりません。

助成事業の例

【先進的モデル事業助成】

【家庭ごみ減量モデル】

スーパーマーケットA社とB社の店舗数店で、揚げ物バイキングコーナーのフードパックをなくした販売実験を実施する事業

【地域活動モデル】

NPOが地域団体と共同して、自宅にある使用頻度が低いミシンやジューサーなどを地域でシェアする仕組みをつくる事業

【地域活動助成事業】

地域でリユース食器を購入し、夏まつりや学区民運動会等で使用、また周辺の希望者に貸出する事業

助成部門ごとに対象団体・対象事業の詳細が異なります。次項の「3 募集概要」を御確認ください。

3 募集概要

本助成事業は次の助成部門を設けています。

項目	(1)先進的モデル事業助成部門		(2)地域活動事業助成部門
	①家庭ごみ減量モデル	②地域活動モデル	
ねらい	先進的モデル（新たな仕組みづくり） ・ごみ減量のための新たな仕組みづくりを目的として、その他のモデルとなる活動を創出する。		継続的な地域活動の支援 ・地域における継続的なごみ減量活動につなげる。 ※特に先進性は求めません
助成対象事業	京都市内のごみの発生抑制や再使用、再利用につながる企業などで構成された団体等が家庭ごみの減量のために取り組む新たなごみ減量の仕組みづくりや、2R（ごみの発生抑制やリユース）型ライフスタイルの普及啓発、実践を促す事業。	市民団体やNGO/NPO等が、地域の団体とともに、地域でのごみ減量のための新たな仕組みづくりを目的として、その他の地域のモデルとなる活動を創出するもので、かつ今後、ごみ減量推進会議の活動として展開が期待できる事業。	地域団体等による継続的なごみ減量活動につながる事業。

項目	(1)先進的モデル事業助成部門		(2)地域活動事業助成部門
	①家庭ごみ減量モデル	②地域活動モデル	部門
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の組合（協業組合、事業協同組合、企業組合など） ※組織単体での応募可 複数の企業等による任意の集まりや、共同企業体などの営利企業を構成員とする団体（2者以上で構成されていること） ※企業単体での応募は不可 市民団体、NGO/NPOなどの団体 社団法人、財団法人 ※組織単体での応募可 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体、NGO/NPOなどの団体 社団法人、財団法人 有限会社、株式会社などの営利組織 ※法人格の有無は特に問いません。 ※申請団体をコーディネート役とするなど京都市内の地域で活動する団体と協働する事業でなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量に取り組む地域の団体 ※法人格の有無は問いません。 ※有限会社や株式会社などの営利組織は対象外です。
経費	人件費	人件費○ ※ 人件費は、過去に有給専従者を継続的に雇用している場合のみ計上できます。 ※ 申請額の40%まで。ただし人件費と委託費の合計は50%まで。	
	業務委託費	委託費○ ※ 申請額の50%まで。ただし、人件費と委託費の合計50%まで。	
	上記以外の経費	謝金、消耗品費、機器購入費（ただし、汎用性のないものに限る）、印刷費、旅費交通費、貸借費・役務費、文書通信費、事務費、振込手数料等	
選考基準	<ul style="list-style-type: none"> 先進性や独自性を重視します。 普及啓発に関する事業も除外しませんが、原則、助成テーマに沿った新たな仕組みづくりをめざした事業を選定します。 市民、消費者の積極的な参加が見込める事業を優先的に採択します。 	<ul style="list-style-type: none"> 先進性や独自性を重視します。 普及啓発に関する事業も除外しませんが、原則、助成テーマに沿った新たな仕組みづくりをめざした事業を選定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 先進性などは問いません。 地域での継続的なごみ減量活動を行うための事業かどうかについて選考します。したがって、単にイベントを実施するだけの事業は採択されにくいとお考えください。
助成額・助成率	税込50万円超、100万円以下 （助成率100%）		税込10万円以上、50万円以下 （助成率100%）
採択予定件数	1件程度 件数は目安であり、助成交付総額の範囲内で変動します。		4～10件程度
助成交付総額	300万円		

4 申請方法

各助成部門ともに申請方法は同じです。また、申請の手引きや申請書類は共通です。

(1) 提出書類等

申請にあたっては「申請の手引き」を必ず御覧ください。

申請の手引き・提出書類は当会議ウェブサイトをご覧いただくか、事務局まで御連絡いただければ送付します。

<http://kyoto-gomigen.jp/works/171.html>

(2) 申請方法・期限

提出書類を、京都市ごみ減量推進会議 事務局まで郵送又は持参してください。（メール・FAXでの申請は受け付けていません。）

申請締切 平成30年2月26日（月） 正午（必着）

*持参提出される場合、木・日祝日は事務局休日のため受領できませんので御注意ください。